よって得ている部門がある場合には、当該年度において当該部門に所属したことがある当該交流採用予定者の交流採用をすることができない。

（交流派遣の実施に関する計画の認定）

第三十一条　（略）

2　任命権者は、第四条第四号から第十二号までに掲げる法人に交流派遣をしようとするときは、前項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を交流派遣に係る計画書類に記載しなければならない。

一～三　（略）

（交流採用の実施に関する計画の認定）

第四十二条　（略）

2　任命権者は、第四条第四号から第十二号までに掲げる法人に所属する者の交流採用をしようとするときは、前項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を交流採用に係る計画書類に記載しなければならない。

一～三　（略）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

よって得ている部門がある場合には、当該年度において当該部門に所属したことがある当該交流採用予定者の交流採用をすることができない。

（交流派遣の実施に関する計画の認定）

第三十一条　（略）

2　任命権者は、第四条第三号から第十一号までに掲げる法人に交流派遣をしようとするときは、前項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を交流派遣に係る計画書類に記載しなければならない。

一～三　（略）

（交流採用の実施に関する計画の認定）

第四十二条　（略）

2　任命権者は、第四条第三号から第十一号までに掲げる法人に所属する者の交流採用をしようとするときは、前項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を交流採用に係る計画書類に記載しなければならない。

一～三　（略）